

## 第3章 ブロードバンド整備に関する国の政策的対応

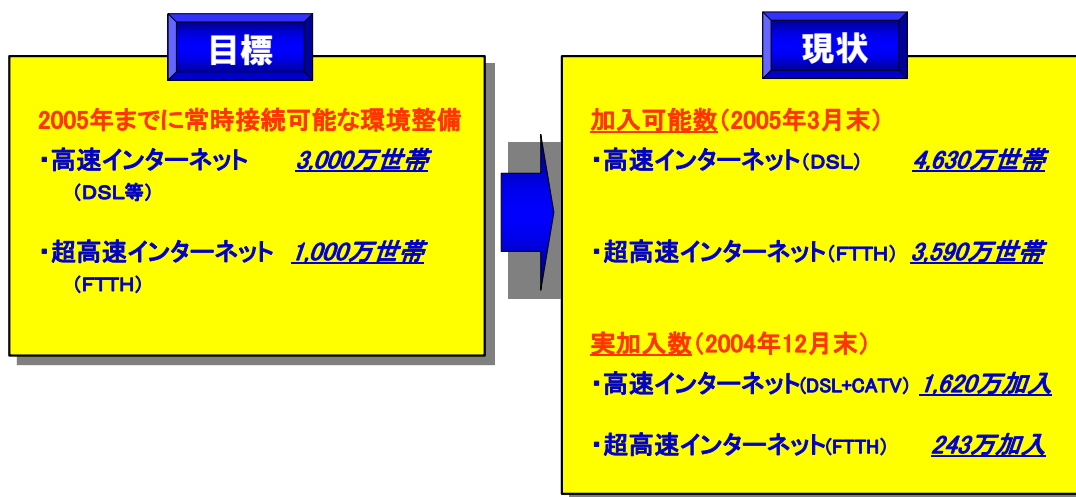
### 3.1 e-Japan 戦略と全国ブロードバンド構想

- ① IT 革命への取組みに対して日本が出遅れたとの危機感のもと、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT 基本法）が成立するとともに IT 戦略本部が設置され、2001 年 1 月に「5 年以内（2005 年）に世界最先端の IT 国家となる」ことを大目標とした IT 国家戦略「e-Japan 戦略」が策定された。
- ② この中で、超高速ネットワークインフラ整備に関して、「競争及び市場原理のもと、5 年以内に超高速アクセス（目安として 30～100Mbps）が可能な世界最高水準のインターネット網の整備を促進することにより、必要となるすべての国民がこれを低廉な料金で利用できるようにする。（少なくとも 3,000 万世帯が高速インターネットアクセス網に、また 1,000 万世帯が超高速インターネットアクセス網に常時接続可能な環境を整備することを目指す。）」との明確な目標が設定された。
- ③ これを受け、高速・超高速ネットワークインフラの整備に関して、目標年次である 2005 年度までのスケジュール及び官民の役割分担を明らかにするため、総務省が 2001 年 10 月に「全国ブロードバンド構想」を策定し、「世界最先端の IT 国家」の実現の基盤となる高速・超高速インターネットの全国普及に向けて、①ネットワークインフラ整備のスケジュールと官民の役割分担、②高速・超高速インターネットサービスの普及予測、③高速・超高速ネットワークで実現される高度な公共アプリケーションによる生活の変化、についてとりまとめるとともに、民間事業者による整備が進まない条件不利地域については、「デジタル・ディバイド是正の発生を防止する観点から、国・地方公共団体による公的整備が必要」と指摘している。
- ④ e-Japan 戦略等を受け、様々な施策が集中的に講じられた結果、インフラ整備に関しては急速に進み、高速・超高速インターネット利用可能世帯数は、2003 年には当初の目標を短期間で大幅に上回ることとなった。
- ⑤ その後、インフラ整備といったネットワーク利用可能環境が向上する一方で、ネットワーク利活用面の課題が顕在化したことから、IT の利活用に重点を置いた新たな国家戦略「e-Japan 戦略Ⅱ」が、2003 年 7 月に策定された。
- ⑥ e-Japan 戦略Ⅱにおいても次世代情報通信基盤の整備に係る記述が盛り込まれ、その中で利活用の先導的取組みの推進やコンテンツ・サービスの充実等に

より、「高速インターネットアクセスを 3,000 万世帯、光ファイバによる超高速インターネットアクセスを 1,000 万世帯が利用する。」との目標が設定された。さらに、2004 年 6 月に策定された「e-Japan 重点計画・2004」では、実利用ベースの目標を、「有線・無線を問わず、高速インターネットアクセス（144kbps 以上 30Mbps 未満）へ 4,000 万加入、それに加えて超高速インターネットアクセス（30Mbps 以上）へ 1,000 万加入を達成する」とのエビキタスネットワーク化の進展を踏まえた新たな目標が設定された。

- ⑦ e-Japan 戦略及び e-Japan 戦略Ⅱ等を踏まえた取組みの結果、「安さ」と「速さ」の面で、わが国は世界一のブロードバンド利用環境を実現しているとの国際的な評価を受けるまでになったが、地理的デジタル・ディバイドの解消や利活用の更なる促進等の課題もある。このため、「2005 年に世界最先端の IT 国家となる」という目標の実現に向けてラストスパートをかけるとともに、引き続き世界最先端であり続けるための取組みとして 2005 年 2 月に「IT 政策パッケージ 2005」を策定し、取組みを強化している。

図表3.1: e-Japan 戦略 (2001年1月) の進捗状況



注1 加入可能数のデータは、事業者情報、国勢調査データ等に基づき、町丁目ベースで積算された世帯数をベースに推計したもの。

### 3.2 ブロードバンド整備促進方策と競争政策

- ① ブロードバンド基盤整備は、民間が主導的役割を担うことが原則であり、これまで国としては、上述したような「e-Japan 戦略」等の整備目標を示すほか、アンバンドルルール・コロケーションルールの整備、非対称規制の導入、電気通信事業の一種・二種区分の廃止、参入規制の緩和等による公正な競争の促進・規制の見直し等、高度情報通信ネットワーク社会の形成を阻害する要因を解消する等、民間の活力が十分に発揮されるための環境整備を行っている。
  
- ② また、地理的デジタル・ディバイドを解消し、ブロードバンド基盤の全国的整備を図る観点から、電気通信基盤充実臨時措置法に基づき、税制優遇措置、超低利融資等の民間事業者に対する支援措置や、地方公共団体に対しては、「加入者系光ファイバ網設備整備事業」、「地域イントラネット基盤施設整備事業」、「新世代ケーブルテレビ施設整備事業」等の基盤整備を目的とする補助金及び過疎対策事業債・地域活性化事業債といった地方財政措置等の支援措置を講じている。

図表3. 2: ブロードバンド基盤整備に関するこれまでの国の取組み

| 年次               | 政府決定、基本方針等   | 競争政策   | インフラ整備施策・事業<br>(基盤法、補助金等)  | 線路敷設、集合住宅   |
|------------------|--|--|--|---|
| 平成3年<br>(1991年)  |  |  | ○ <b>電気通信基盤充実臨時措置法(基盤法)制定</b><br>・ <b>光ファイバ網の早期全国整備に向け、光ファイバ網を中心とした新世代通信網の整備に対する総合的支援の実現</b>   |   |
| 平成4年<br>(1992年)  |  |  |  |   |
| 平成5年<br>(1993年)  |  |  | ○ 基盤法改正(信頼性向上施設整備事業の追加)  |   |
| 平成6年<br>(1994年)  | ○ 高度情報通信社会推進本部を内閣に設置   |  | ○ 「新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業」を創設  |   |
| 平成7年<br>(1995年)  | ○ 高度情報通信社会推進に向けた基本指針<br>・ 民間主導の下、 <b>光ファイバ網整備(き線点光化)について2010年を念頭に早期の全国整備を目指す</b>                     |  | ○ <b>基盤法改正</b><br>・ <b>加入者系光ファイバ網整備に対する総合的支援の実現</b> (特別融資制度の創設、高度有線テレビジョン放送施設整備事業の追加)  |   |
| 平成8年<br>(1996年)  |  |  | ○ 基盤法改正<br>・ 特別融資制度の下限金利引下げ、対象設備(ONU[光端末回線装置])の追加  |   |
| 平成9年<br>(1997年)  |  | ○ 接続の基本的なルールの策定<br>・ 接続の義務化、指定電気通信設備制度の創設                                  |  |   |
| 平成10年<br>(1998年) | ○ 高度情報通信社会推進に向けた基本方針<br>・ <b>光ファイバ網の全国整備を、2005年までに実現できるよう努力する</b>                                    | ○ 料金の届出化   | ○ 「地域イントラネット基盤整備事業」を創設(平成10年度補正予算)   |   |
| 平成11年<br>(1999年) |  |  |  |   |
| 平成12年<br>(2000年) | ○ 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)成立(平成13年1月6日施行)  | ○ <b>DSLのための接続制度充実</b><br>・ <b>アンバンドルルール、コロケーションルールの整備</b>                 |  |   |
| 平成13年<br>(2001年) | ○ 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)を内閣に設置<br>○ 「 <b>e-Japan戦略</b> 」(IT戦略本部決定)<br>○ 「 <b>全国ブロードバンド構想</b> 」 | ○ <b>光ファイバ設備等に係るアンバンドルルールの整備</b><br>○ 電気通信事業法改正<br>・ 非対称規制、ユニバーサルサービス基金導入等 | ○ <b>基盤法改正</b><br>・ 平成18年5月31日まで5年間延長<br>・ <b>過疎地域等の利子助成下限金利引下げ</b><br>・ <b>DSL、FWA、ケーブルインターネット関連施設を支援対象に追加</b><br>○ 「地域イントラネット基盤施設整備事業」を公共事業化 | ○ 公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン策定(以降毎年4月改正)<br>○ <b>ダークファイバ情報ウェブ上での情報公開開始</b><br>○ 既存の分譲マンションのIT化工事に関する区分所有法の解釈の明確化  |
| 平成14年<br>(2002年) |  | ○ 電気通信役務利用放送法の施行   | ○ 「 <b>地域情報交流基盤整備モデル事業(加入者系光ファイバ網設備整備事業等)</b> 」創設(併せて、あらかじめ当該事業への開放を目的とする地域イントラネットの整備を可能とした)   | ○ 新築共同住宅情報化標準を策定<br>○ <b>地方公共団体が保有するダークファイバを民間事業者へ開放する際の標準的手続き策定</b><br>○ 既存集合住宅のIT化標準、改修のための合意形成マニュアル及び技術指針の策定 |
| 平成15年<br>(2003年) | ○ 「 <b>e-Japan戦略Ⅱ</b> 」(IT戦略本部決定)  |  |  | ○ 区分所有法の一部改正施行<br>・ マンションの共用部分の変更について決議要件を緩和  |
| 平成16年<br>(2004年) | ○ 「 <b>ブロードバンド・ゼロ地域脱出計画</b> 」<br>・ 地方公共団体がブロードバンド基盤整備を推進するための役割、課題等を整理<br>○ 「 <b>u-Japan政策</b> 」     | ○ 改正電気通信事業法の施行<br>・ 一種・二種区分廃止、参入規制緩和、料金・約款規制の原則廃止等                         | ○ 「地域イントラネット基盤施設整備事業」の整備要件の緩和<br>・ あらかじめ高速・超高速インターネットアクセス提供事業への開放を目的とする整備を可能とする(平成17年度～)。  |   |

### 3.3 u-Japan 政策

- ① e-Japan 戦略はインフラ面を中心に着実な成果を上げつつあるが、e-Japan 戦略Ⅱにもあるように、「2006年以降も世界最先端であり続けることを目指す」必要があるという認識の下、「2010年には世界最先端のICT国家として先導する」との大目標を掲げた「u-Japan 政策<sup>17)</sup>」を総務省が2004年12月に取りまとめた。
- ② u-Japan 政策は、インフラ整備と利活用促進を軸として3つの方向において展開される。第一は「ユビキタスネットワーク整備」という方向であり、わが国のICT<sup>18)</sup>インフラを「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」つながるユビキタスネットワークへと進化させる必要がある。第二は「ICT利活用高度化」という方向であり、様々な社会経済的課題をICTの一層の高度化によって解決し、期待を実現していくには、幅広い分野の環境整備が必要である。第三はユビキタスネットワークのインフラ整備が、ICT利活用高度化に的確につながるように、安心・安全な「利用環境整備」を行っていくという方向であり、セキュリティの確保等、多様で広範な「影」の課題に対して、どのような道筋で対処していくかあらかじめ想定しておくことも重要な課題である。
- ③ また、u-Japan 政策においては、利用者にとっての新しい価値が次々に湧き上がるように生み出されていく「価値創発」が戦略目標になる。そのようなユビキタスネット社会を日本で先駆的に実現させることで、2010年にはフロントランナーとして世界のICT利活用を先導することがu-Japan 政策の最終目標である。
- ③ なお、u-Japan 政策の実施については、2005年から2010年までの具体的なスケジュールと可能な限り数値目標を伴った明確な成果目標からなる「工程表」の作成と、その後のPDCAによる不断の見直しが必要<sup>19)</sup>であるとしている。

<sup>17)</sup> 総務省では、経済財政諮問会議においてユビキタスネット社会の実現を目標とした「u-Japan 構想」を2004年5月に発表し、6月4日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」にも、「経済活性化に向けた重点施策」として「ユビキタスネットワーク環境を整備し、高齢者・障害者が元気に参加できるIT社会を実現するため、『u-Japan 構想』を具体化することが盛り込まれた。この「u-Japan 構想」を具体化したものが、「u-Japan 政策」である。

<sup>18)</sup> インターネットや携帯電話等の「情報通信技術」をあらわす英語としては、ITとICTがある。国際的には、欧州や中南米、アジアの各国及び国連をはじめとする各種国際機関において「ICT」の語が広く定着している。u-Japan 政策においても、情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより一層明確化するために、ICTの語が利用されている。

<sup>19)</sup> 「ユビキタスネット社会の実現に向けた政策懇談会」最終報告（2004年12月）

図表3. 3: u-Japan政策パッケージの全体像

